

白光色

びやくしきびやっこう 第25号

違いを越えて





LOVE & PEACE WEEK

ドーナッツは、いろんな形やいろんなフレーバーがあって、どれも楽しくておいしいですね。私たちは、一人ひとり違っていますが、互いの違いを尊重し合い、みんなが自分らしく生きられることを願っています。

龍谷大学では、宗教部が中心となり12月の人権週間、そしてお釈迦さまが悟りをひらかれた成道会（じょうどうえ）にあわせて LOVE & PEACE WEEK を開催しています。2022年度は「読んでほしい本、漫画、絵本展」をはじめさまざまな催しをおこないました。

人権学習誌『白色白光』^{びやくしやくびやく} 第25号 違いを越えて

《オンライン座談会》

仏教徒とクリスチャンとムスリム・みんな
話し合ってみた

…

久松英二 長尾菜摘
ハサンエムディタレク
千國晃汰 阪口諒祐
保田正信 2

情報技術は拡声器か、分断の契機か

……………

八幡耕一 12

ウクライナ戦争を目にして改めて考えたい、人権としての平和

……………

奥野恒久 17

今日も心は虹色です！ — 宗教部から架けるレインボープライドの橋 —

……………

猪越未来 23

水平社宣言から百年後の部落問題

……………

妻木進吾 28

人権に関する基本方針・性のあり方の多様性に関する基本指針

……………

巻末

オンライン座談会

仏教徒とクリスチャン とムスリム・みんな で話し合ってみた

久松英二 国際学部教授・
グローバル教育推進センター長

長尾菜摘 なつみ
文学部4年生

ハサン エム デイ タレク
国際学部2年生

千國晃汰 ちくに
経済学部1年生

阪口諒祐 りょうすけ
国際学部3年生

保田正信
宗教部職員

久松英二さん



久松 みなさん、こんにちは。私は久松英二と申します。現在、国際学部在籍していて、大学のグローバル教育推進センター長をしています。じつは私は「ボーン・クリスチャン」、つまり生まれてすぐにカトリックの洗礼を受けさせられて、以来ずっとカトリックの信徒として生活しています。

今回、みなさんにオンラインで座談会に集まっていたいたのは、「お互いを知る」というテーマのもと、宗教

についてお互いの理解とリスペクトを深めていくことができればという企画によるものです。

今日は私が司会進行を進めると共に、一人のクリスチャンとして、お話ししたいと思っています。それではみなさん自己紹介をしてみてくださいか。

長尾 文学部真宗学科4年生の長尾菜摘です。今日の座談会では仏教という立場から、お話しさせていただきます。まだまだ学びが浅い部分があります。



長尾菜摘さん

で、よろしくお願ひします。とにかく、楽しいお話ができればと思っています。千國 僕は昨年春、龍谷大学の経済学部に入學しました。僕自身、ムスリム（イスラム教徒）なので、この座談会に参加して、イスラーム（イスラム教）のことを少し発信できたらいいなと思っています。

阪口 阪口諒祐と申します。今回参加させていただいた理由ですが、私は生まれ育ったところがニュータウンで、伝統的なしきたりや祭とかの影響をあまり受けていない、いわゆる「無宗教」という立場から、何か発信できないかと思ったからです。

久松 ハサン エムデイトレクさんは、たしかバン格拉デシユの出身ですね。ハサン はいそうです。私は国際学部の2年生で、ムスリムです。

久松 そして、宗教部の保田正信さん。保田 私はもともと無宗教の家庭に育ちましたが、龍谷大学で仏教と出会って、僧侶となって、今は龍谷大学の宗

教部で仏教の専門職として働いています。本日は学生さんが中心になってお話しただけだと思いますので、何か補足的なことについて、お話しできるかなと思っています。

龍谷大学に入って驚いたこと

久松 みなさん、ありがとうございます。ところでこの中には龍谷大学に入學して1年目の人もいらっしゃれば、4

年目のかたもおられます。そこです、龍谷大学に入って、あっ、これは何だと驚かれたり、気付かれたりしたことがありますしたら、お話しただけませんか。

長尾 私は長野県の出身で、実家が浄土真宗本願寺派（西本願寺）の寺院です。龍谷大学の文学部真宗学科は、浄土真宗を学ぶ場所として素晴らしいところだと思ったと同時に、お寺の出身ではない人が、こんなにもたくさん



んでいるのかと、驚きました。日本では、多くの人がいわゆる無宗教だという概念が、くつがえされました。そういう人たちとお話しができるので、すごく刺激的な毎日を送っています。

阪口 自分は国際学部にも所属していません。この学部では、いろんなことが学べるということが、いちばんの驚きです。長尾さんは文学部で仏教を学んでおられますが、それだけではなく、キリスト教、イスラームをはじめ、それ

以外の他の国々の文化や芸術に精通されている先生がたくさんいらっしゃって、いろんな学問に触れることができるといのが、国際学部に入ってから大きな驚きでした。だから、とても楽しい学生生活を送っています。

久松 たまたま私は国際学部の教員なので、そう言うてくさって、非常にうれしく思うと共に、龍谷大学にはいろんな分野の先生がたがいらっしゃるので、手前味噌になりますが、そういう意味では恵まれた環境にあると思います。

千國 僕自身も長野県出身でして、龍谷大学に入ることになっていちばん驚いたのが、大学が京都にあるということでした。龍谷大学がどこにあるのか、合格通知をもらうまで知りませんでした(笑)

久松 そんな学生さんも、おられるんですね(笑)

千國 結果として僕は経済学部に入っているのですが、仏教とか宗教にも関わる

ことができる時間をもらえたということが、とてもよかったと思います。というのには、僕は大学に入る2年前に、ムスリムになったからです。

八サシ 私はムスリムで、家族もみんなそうです。私が龍谷大学に入って驚いたのは、仏教の思想を学んだことです。龍谷大学が仏教系の大学だと知らなかったのが、ムスリムなのに仏教を学ぶ、これがいちばんの驚きでした。でも学んでみて、仏教は想像していたよりいい宗教だと思いました。

信仰と生活

久松 今回の座談会では、宗教にかかわる人と、そうでない人が集まってお話をしているので、宗教の生活、つまり日常的に宗教を背景とした生活の状況をお聞きしたいと思います。

まず私から申しますと、私はクリスマスです。カトリックでは「ミサ」と、

プロテスタントでは「**礼拝**」^{れいはい}と言い、日曜日の午前中は、そういうことに時間を使います。

私は長崎の出身です。長崎のカトリックというのは、非常に伝統的な信仰生活というのが、そこにあります。朝と晩、家族そろって家庭祭壇の前で、マリアさまやイエスの十字架像の前でお祈りをする、朝晩それぞれ20分ほどです。そして食事のときには食前の祈り、食後の祈りというものがあり、ちゃんと称える言葉が決まっています。

お寺が実家の長尾さんの場合は、どのような生活を送っておられますか。

長尾 実家での生活についてお話しさせていざと、朝6時からおつとめ(勤行)があり、次に家族でお寺の掃除をします。で、夕方6時にはお寺の鐘をついて、地域のかたがたに6時のお知らせをする。一方で1年を通してお盆やお彼岸などの法要や、門徒さんたちと一緒に作りあげていく活動もあります。また、さきほどのお話のよう

ハサン エムディタレクさん



に食前と食後に決められた言葉がありますので、それを家族みんなで行なうので、「いただきます」「ごちそうさまでした」と手を合わせます。

久松 そうなんですか。ところで長尾さんは今年4年生で、卒業されたら得度してお坊さんには？

長尾 僧侶の資格は1年生のおわりにいただきました。学部卒業後は大学院に進学して、そのあと学んだことを実家でいかなることができればと思っ

います。

久松 ハサンさんはムスリムなので、日本ではいろいろと不便なことが多いと思いますが？

ハサン 買い物をするとき、ハラルに注意します。たとえばマーガリン。これは豚の脂肪が使われていることが多いので、食べ物の中にマーガリンが使われていないか調べます。

久松 なるほど、そういう食事面での苦労ですね。

それでは千國さん、日本でムスリムになるという人は、そう多くないと思います。きつかけはどうだったのですか。それと、現在の生活ですね。

千國 2年前にムスリムになったのですが、宗教にほとんどかかわりのない生活でしたので、イスラームに対して一夫多妻制だとか、お酒を飲んじやいけないという、ごく一般的な認識しかありませんでした。

そんな中で海外の人と接点があつて、ムスリムになりました。そこから生活

様式が、大きく変わりました。まず1日5回の礼拝、そして食べ物。最初は豚肉、たとえばトンカツさえ食べなければいいと思っていたのですが、見た目にはわからなくても、豚肉が入っているのですね。スーパーなどに売っている食品の4〜5割はダメですね。

それと礼拝です。金曜日にモスクに行くことになるのですが、長野には近くにモスクがないので、なかなか行くことができません。



千國晃汰さん

久松 千國さんは、イスラームのどこにひかれたのですか。

千國 キリスト教にしろ仏教にしろ、昔からずっと続いている宗教ですよ。開祖がいて、経典があつてと、ちゃんと体系づけられています。そういう体系づけられている宗教に身をゆだねる——それが僕の場合、たまたまイスラームでした。

宗教はアクセサリーか

久松 阪口さんは宗教に対してまったく興味がないというわけではないと思いますが、宗教をどのように思っておられますか？

阪口 自分は今、卒業論文で日本のイスラームについて勉強しています。そこで重要になってくるキーワードが、「多文化共生」とか「宗教間対話」です。僕自身、生まれてからこの大学に入るまで、宗教というものについて、まったく考えたことがありませんでした。

しかし今は宗教や宗教性というものが、今後、非常に重要になってくるだろうと思っっています。

「国際社会」と言われている中で、イスラームやキリスト教をはじめ、他の国々の宗教や文化について、お互いに理解を深めていく必要があるでしょう。久松 保田さん、ここまでのお話を聞いて、どうですか。

保田 龍谷大学は浄土真宗を礎としていますが、大学にはさまざまな宗教をもつ人がおられますので、宗教部ではそういう人たちが、肩身のせまい思いをしないようにと、今回の座談会のご意見を、参考にさせていただくことができると思いました。

久松 みなさんご存知のように、昨年は、いわゆる「宗教二世」の若者によって元首相が亡くなるという事件が起き、「宗教」というものに社会的な注目が集まりました。みなさんにとって宗教ってどんなものだと思いますか？

長尾 私自身、龍谷大学に入るまでは、

本当の意味で宗教というものに触れてこなかったと思います。そんな中で学んでいくうちに、教えというものを自ら求めているとまではいきませんが、宗教は心のよりどころになる存在として考えるのが、いちばん受け入れやすいのかなと思うようになりました。

久松 日本での宗教に対する一般的なイメージは、人生を彩るアクセサリーのようにだと、たとえば生まれたときはお宮参りをして、結婚式はキリスト教、お葬式は仏教でというように、人生を飾るアクセサリー的なものとしてとらえられている。

別にそれは悪いことではありませんが、一歩外に出て見ると、宗教というのはそんな飾りじゃないですよ。ほんとうに生きるための「土台」となっている。そのため、宗教を知る、宗教を学ぶということが、とても重要になってくる。互いのコミュニケーションにとって、大事な要素になると思います。だからこそ、「宗教間対話」とい

うものが、これからの社会にとって、重要になってくる。みなさんはそのことを、どのように認識されていますか。

長尾 シンガポールの人とお話する機会があって、そのかたはキリスト教徒でした。私は大学でキリスト教のことを少し学んでいましたので、いろいろとお話ししているうちに、共有できる部分とそうでない部分があることに、気づきました。そうした違いの発見は、すごく刺激的で楽しい思い出となっています。ですから、宗教や文化の違いを知ることが、その人のことをより深く知るきっかけになると感じました。

久松 千國さんはどうですか。
千國 僕は今、長野の田舎の村にいます。僕が、そんな中でもヒジャーブ（ムスリムの女性が頭や身体を覆うために身につける布）を着けた人がおられたり、すごく変化しています。しかし自分の心の中にはボーダーがあります。そのボーダーを取り払う橋渡しをするのが、宗教間対話だと思います。

稲荷山（稲荷大社）に登ったことがあるのですが、稲荷山は神社の境内地であるにもかかわらず、ヒジャーブを着けたムスリムのかたがおられました。イスラームには多文化理解をし、他の宗教を尊重するという心があると感じていますし、多様性を認めることが必要だと思います。

久松 阪口さんは？

阪口 自分もそうですが、無宗教だと自認していても、信じる心というか宗教性というものは、誰しも持っているものだと思います。その中で、宗教間対話というものを考えたとき、それはすごく現場的なものであるべきだと感じています。

私がイスラームというものを勉強するとき、実際に日本のモスクを訪問することがありました。そのとき、一緒に礼拝しないかとさそわれて、礼拝させていただきました。このような体験がないと、そもそも対話できないのではと、すごく感じました。



保田 宗教間対話ということに関しては、うちのお寺の隣に神社があります。そういうお寺って、日本では珍しくありません。地域の宗教と文化がごちゃごちゃになってる。そのあたりに、日本独自の「何でもいいじゃないか」という宗教観が生まれた素地があるようにです。

そこにはいい面もあるでしょうが、宗教に対して無関心であるがゆえに、「何でもいいじゃないか」と言っている

るだけだと思います。だから、信仰を持っている人の意見を、ちゃんと聞くことができない。たとえば豚肉は食べられないだとか、神社の鳥居をくぐってはいけない、クリスマスを祝ってはいけないという宗派がありますが、そのとき不寛容な人だというレッテルをつけてしまう。

やっぱり信仰を持っていなくても、信仰というものはどういうものかを、知識としてちゃんとおさえておく、そういう教育が日本ではされていません。せめて龍谷大学とか宗教学系の学校で基本的なことを学んでほしいと、日々思っているところです。

位置情報のない生き方

久松 私の話なんですけど、昔ながらのカトリックの教えだと、洗礼を受けていない人は地獄におちると、そういうふうに教えていました。なぜかと言うと、すべての人々はアダムとイブとい

う最初の人間が犯した罪を背負って生まれる。その責任を負ったままだと地獄に行き、その責任を取り払うために洗礼を受ける。つまり、洗礼によって地獄におちる危険性を、とりあえずなくす。そのあとは、自分の行いだけで地獄に行くか天国に行くかということです。だから私が小学生のとき、まわりの同級生を見て、こいつらはみんな地獄に行くのだと、かわいそうに思っ、友達にキリスト教のことを何とか伝えたいという、純粹な思いがありましたね。

救われてほしいと願う人間は、今でもあります。だからそういう人たちは街頭に出て、聖書を読んでくださいと呼びかけています。あの人たちはほんとうに真面目で、純粹に救われてほしいという思いでやっている。キリスト教でのカルトの大半は、そういう人たちによるものです。ただそのやり方は、我々からすると異様に見えます。

と、ところで長尾さん、たとえば無宗教

だという人とお話しするとき、何か意識することがありますか。

長尾 友達が多くが無宗教で、そういう友達とは宗教について、私が言っていることに問題ないだろうかと、常に探りながら話しています。無宗教の人に対して、仏教や浄土真宗について悪いイメージを持つてほしくないからです。久松 ハサンさんは日本に来て友達ができたと思うのですが、イスラームについて、日本の友達に話すことはありますか。

ハサン はい。だから豚肉を食べたらダメなんですと、友達からよく言われます。

久松 ムスリムの仲間同士なら問題はないと思いますが、無宗教や宗教にほとんど関心のない人についてどう思いますか。

ハサン この人たちは、どこにいるのかわからないなど。

久松 ハサンさんから見ると、宗教がない生き方というのは、位置情報がな

い、どこに今いるのかわからない生き方のように見えるのですね。

ハサン はいそうです。無宗教の人たちには、宗教的なルールがないから、位置情報のない生き方になってしまっています。

久松 位置情報のない生き方を、してほしくない。

ハサン はい、そう思っています。だからどの宗教でもいいので、自分の考えと合う宗教にかかわってほしい。

久松 それはもつと言えば、イスラーム以外の宗教も認めるということですか。ハサン そうです。

久松 ハサンさんは礼拝はどこで？ハサン モスクは宇治市にひとつあって、あとは河原町と京都大学ですが、どちらも遠いのでしょっちゅうは行けません。またお祈りは、基本的には1

日5回なのですが、バイトなんかをしていると、時間的にそうはいきません。

久松 千國さんは、その気持ちが変わりますか。

千國 僕も最初の頃、5回礼拝できない時期がありました。やり方ももうひとつわかりませんでした。礼拝の仕方は人によって違っていきますし、国によっても異なります。東京ジャーミイだったらトルコ式、名古屋モスクだとエ

ジプト式と、自分の中で答えを見つけないのは時間がかかりました。でも礼拝はすべての基本ですから、できない、しないとなると、宗教から心が離れていきます。

久松 さつき言われたように、自分の信仰というものがないと生きられないということが、よくわかります。で、千國さんはムスリムになったことを、ご家族はどう思っておられますか。

千國 とくにわが家は、内面的にも外面的にも家族の近くにいないとだめだということではなかったのですが、その点がラッキーだったと思っています。

久松 ちゃんと理解してもらっているということですね。

長尾さんは、お寺を継ぐのですか。

長尾 妹がいますが、妹はそのことに
関して特に考えていないので、私が継
ぐことになりました。ただ、親から継い
でほしいとは言われていません。自分
が自主的に継ごうと考えています。実
家のお寺は300年も続いているので、
自分が継がないとお寺がなくなつてし
まうという心配があります。また、地
域の人たちが必要としてくださってい
るので、お寺をなくすわけにはいきま
せん。

久松 長尾さんはご自身の将来の自由
が疎外されていると、思ったことはあ
りませんか。

長尾 大学に入る前は将来の夢があっ
たのですが、両親のお寺での仕事ぶり
を見ていて、寄り添える人間になりた
いなと思うようになりました。父や母
が門徒さんに寄り添う姿を見て、単な
る職業としてではなく、人間としてこ
うなりたいと思うようになり、抵抗感
はありませんでした。

久松 寄り添うというご両親の生き方

を見て、その生き方に魅せられた。素
晴らしいですね。それと、大学院に入
ってもっと真宗をきわめたい。

長尾 はい。大学院では社会問題に対
して、どう宗教がかかわれるのかとい
うことを学びたい。実家の場所は田舎
なので、お年寄りが多い。そういう中
で、どうやって若い人に宗教、仏教を
伝えるかということを感じたいと思っ
ています。

お互いを理解し合う

久松 阪口さんは、何かの宗教を信仰
しようという思いはありますか。

阪口 正直、今イスラームにすごく関
心を持っています。お二人のお話を聞
いて感じたのですが、キリスト教や仏
教という宗教の中でも、宗派によつて
多様性があるので、他者理解が大事に
なってくるのではないかと思いました。
とくに長尾さんのお話を聞いて、日本
の宗教の将来について考えたとき、新

しいこれからの人の存在が重要になっ
てくるのだと思いました。

久松 その通りですね。で、ハサンさ
んは国際学部で2年生で、あと2年は
勉強される、そのあとは。

ハサン 今のところ、日本で就職しよ
うと思っています。

久松 そうですか。イスラームとい
うのは、私はもともと平和的な宗教だと
思っているのですが、日本の社会でムスリ
ムというもののイメージを、ハサンさ
んの力によって高めていただきたい。
平和的に他者を理解する、それがイス
ラームだと。

ところで、龍谷大学に入られてどう
だったかについて、教えていただけま
すか。

ハサン 龍谷大学は留学生の受け入れ
体制がしっかりしていて、入ってよか
ったと思っています。また、インター
ンシップの情報なども、毎日のように
連絡してもらっています。私と一緒に
学んでいる中国や韓国からの留学生も、

同じように感じていると思います。

保田 龍谷大学の建学の精神の中に、「自己中心性を離れましょう。お互いをリスペクトし合いましょう」というのがありますが、今回私は千國さんがムスリムだと言ってくれるまで、日本にいてムスリムという存在を意識したことがありませんでした。他の多くの人も同じだと思います。ですので、千國さんやハサンさんに、龍谷大学の現状について、ここを少し変えるといいなあとというようなことがあれば、聞かせていただきたいと思います。

阪口 龍谷大学にムスリム用の礼拝施設ができるかと小耳にはさんだのですが。

保田 ええ、深草キャンパスの中に、礼拝室をつくれないかと、今、検討をしているところなんです。

ハサン ところで質問があるのですが、日本の人から見て、イスラームとはどんなイメージですか。

保田 事前に宗教部のスタッフに少したずねてみたのですが、ルールがたく

さんあり、礼拝の回数や食べ物などで守らなければならぬことがいっぱいあるというイメージ。さらに、自由がなさそう、男性女性の性差別があるのでは、ということでした。

しかし、さきほどハサンさんがおっしゃっていたように、宗教を固定化しないことで、どこに向かって生きていくのかわからない、宗教に関心がない人の方が不自由だというご意見は、インパクトがありました。

久松 固定しないということは、何かふらふらしているように見えて、今の日本の人たちは不自由だと。

ハサン そう思えます。ですので、「イスラム教」にあまりよくないイメージを持つかたは、一度何らかの形で、イスラームにかかわってほしいです。

久松 そうですね。だからハサンさんは、どんな宗教部に行ってお話ししてください。

ハサン はい、そうします(笑)

保田 普段私たちは、ムスリムのかた

のお話しを直接聞くことはほとんどないので、今回の座談会はよかったと思います。この冊子をお読みいただくかたも、同じ気持ちだと思います。

久松 そうですね。学生のみなさんが持っている宗教ないし、宗教観についてナマのお話を聞くことができて、有意義でした。と同時に、こうしてお話しすることで、お互いにリスペクトし合う仲間として、共に手をたずさえてこの社会をもっとよくしていくという、そういう絆作りの重要な基点となるような気がします。宗教があってもなくても、お互いの立場を理解し合って、社会の中で一緒にやっという、そういう土壌作りを龍谷大学の中で育んでいくというのが重要になるのかなと思います。

宗教そのものをテーマとした座談会は、宗教部の中でもはじめてのことだと思いますので、意味のある座談会になったと思います。みなさま、お忙しい中をありがとうございました。

情報技術は拡声器か、 分断の契機か

国際学部教授 八幡耕一

はじめに

本日は、私の専門であるメディア社会論の観点から、カナダの先住民族メディアというものを題材に、メディアや情報技術がどのような社会的役割を担っているのか、あるいはどのようなことが懸念されるのかについてお話ししたいと思います。

今回の論点は3つあります。カナダでは、先住民族と呼ばれる人たちが自分たちでテレビ局を運営しています。テレビ放送というメディアを持つ、社会的弱者にとつての「拡声機」として

の役割というのが最初の論点です。2つ目は、本日の事例との関連で、S N Sという新しいメディアが社会の分断を促す存在ではないかという懸念です。最後に、社会的なコミュニケーションが織り成す言論空間を健全なものに保つ方策について考えてみます。

1. カナダの先住民族について

まずはカナダの先住民族についてです。そもそもカナダという国民国家は、新たな土地を求めて入植した英仏や英米など列強諸国間の対立を経て形成されました。ただし、これはヨーロッパ

から見た場合の話であって、北米大陸にはもともと昔からいた先住者がいるわけです。その先住者の視点からすれば、船に乗ってある日突然現れた見慣れぬ人たちの暴力や策略により、征服されてしまったということになります。そうした先住者は「先住民」あるいは「先住民族」と呼ばれ現在に至ります。

カナダという国家を前提にしたとき、カナダの先住民族は大別して3種類のグループに分けられ、総称して Aboriginal Peoples と呼びます。まずは First Nations (ファーストネーションズ)で、俗に「インディアン」(カ

ナダでは行政用語として現在も普通に使用されています」と呼ばれるグループです。次に、かつてエスキモーと呼ばれ、北極圏近傍に多く居住する Inuit（イヌイト）がいます。そして Metis（発音はメイティ）と呼ばれるグループがいます。Metis は First Nations とヨーロッパ系の婚姻によって生まれた祖先をもち、自らを独自の先住民族と捉えています。この3グループ内にも、実際には多様な言語・文化の違いがあるので、少なくともカナダの先住民族は、ヨーロッパ大陸からの渡来人によって同化され、国民国家という枠組みのなかでエスニック・マイノリティという立場に陥った歴史を共有しています。

先住民族に対する同化政策は、日本（アイヌ民族）を含む多くの近代国民国家に共通して見られます。先住民族固有の言語や文化（慣習など）を禁じることで、主流社会に同化させていく手法も似通っています。カナダの場合、

教会が密接に関わる寄宿舎学校（residential schools）という制度が、先住民の子どもの同化（「カナダ国民」化）に大きな役割を果たしました。カナダの人口は現在約3800万人で、そのうち4〜5%が先住民族とされていますが、貧困・失業が相対的に多く、先住民族コミュニティでは犯罪やアルコール・薬物中毒などが深刻な社会問題となっています。こうした現状から、差別や不利益を避けるため、自分自身のルーツやアイデンティティに敢えて触れない方も少なくないようです。

2. 先住民族が運営するテレビ局の誕生

カナダという国家は、先住民族の同化政策に対する真摯な反省が見られます。例えばカナダの憲法では、先住民族の存在と権利が明記されていますし、自治権の付与や土地の返還といった形で補償が進められています。その一方で、固有言語を奪われてきた先住民族

グループは、その文化や価値観の存続と継承に強い危機感を持つてきました。それゆえ自分たちの言語を使い価値観も反映できる独自のラジオやテレビを持ちたいと考え、カナダ政府の理解や支援を求める運動が長らく展開されていきました。

アメリカもそうですが、カナダでも先住民は「居留地」と呼ばれる、自然環境が厳しく大都市へのアクセスも難しい場所に集住させられてきました。こうした地理的な制約を克服できる技術として、1970年代半ば以降に衛星放送が普及していきます。カナダの先住民族らは、カナダ政府の支援も得て、衛星放送を活用したテレビ番組の制作と配信を始めます。その帰結として、遂に1999年にはカナダ全域を対象に放送をおこなうテレビ局・APT N (Aboriginal Peoples Television Network) が開局します。APT Nはそのミッションとして、①民族としての「我々の」来し方を共有する、②「我々

の「固有文化に誇りを持ち前向きに評価していく、③若者を啓蒙していく、④年長者の知恵や視座を次の世代に継承していく」といったことを掲げており、テレビというメディアを駆使してこうした目標を実現しようとしています。

A P T Nでは、ニュース、ドキュメンタリー、映画、教養・娯楽番組など多様なコンテンツが放送されていますが、どの番組も先住民テレビ局ならではの独自性があります。例えばハリウッド映画であっても、その出演者に先住民のルーツを持つ俳優が含まれるものが中心ですし、子ども向けのアニメであれば、先住民の子どもと（伝統的な価値観を持つ）祖父母のやり取りを通じて、自然との共生を考えさせるといったようなものになります。

放送言語については一部先住民の言語も使われていますが、過去の同化政策で失われてしまったケースも多く（先住民としてのアイデンティティを強く持つ人でも、固有言語を喋れない人は

少なくありません）、ヨーロッパ系との接触が比較的少なく固有言語が保たれてきたイヌイットを除けば、先住民の言語だけで放送することは現実的ではありません。それゆえ先住民の言語を使う番組でも、カナダの公用語である英語またはフランス語の字幕が付される場合がほとんどです。

3. 社会的弱者にとつての拡声器

A P T Nは視聴率が高いとは言えず、ごく一部の人が見えていないというのが現実です。そして視聴率が取れないので広告収入も期待できない、つまり組織として財政的には厳しくならざるを得ません。だからといって人気のある番組、例えば出演者に関係なくハリウッド映画を流すようなことをすれば、先住民のテレビ局という意味が薄れてしまうジレンマを抱えています。そうしたA P T Nの財政的脆弱性を解決したのが、政府との交渉によって獲得されたケーブルテレビの基本チャンネル

ル化です。カナダはケーブルテレビや衛星放送が普及した国ですが、ケーブルテレビを契約した際の最低月額料金に含まれる、いわゆる基本チャンネルにA P T Nが入ることで、月額基本料金の一部がA P T Nに自動的に入る仕組みとなっています。この点はとても重要かつ画期的で、カナダ政府の施策として、先住民テレビ局の財政的な安定性が政策的に図られたわけです。

A P T Nは、世界で初めて全国放送を実現した先住民テレビ局とされています。先住民が自らメディアを運営することの意義は、自らが置かれた社会的弱者の立場を変革するきっかけになりうることです。つまり自分たちの政治的主張の訴求はもちろん、固有の文化や価値観をカナダ社会と共有していく「拡声器」としての役割が期待されています。同時に、集団内部への訴求効果もあります。特に世代を超えて継承すべき固有の言語や文化を、テレビ放送というメディアで効率的に伝

えていきたい、伝えられるのではないかと期待されています。

こうした効果およびそれへの期待にもとづき、先住民族が自分たちでメディアを運営する世界的ムーブメントが起きています。例えば次の写真は、かつて台湾で開催された先住民族メディア事業者の国際会議の様子です。この



台湾で開催された先住民族メディア事業者による国際会議（筆者撮影）

会議には世界中から先住民族メディアの運営者が集まって連帯を強めると同時に、彼らを取り巻く課題などが真剣に議論されていました。

4. 先住民族メディアを取り巻く環境の変化

2007年に『先住民族の権利に関する国連宣言』が採択されたのですが、その一部には『先住民族とメディア』に関する条文があります（第16条）。その第1項では、先住民族が自身の言語で独自のメディアを設立する権利と、先住民族が差別されることなくホスト社会のメディアにアクセスする権利を規定しています。また、第2項では、各国の放送行政において、先住民族の文化的多様性に配慮すべき点が規定されています。そもそも権利宣言を批准するかどうかは各国の自由ですし、批准しても努力義務なので法的拘束力には乏しいのですが、先住民族とメディアの関係性については大きな前進であ

ったと言えます。

情報技術面でも大きな変化がありました。2000年頃からインターネット回線の容量が大きくなり、ネット経由での動画視聴が容易になりました。また、2010年頃からは多くの人がスマートフォンを持つようになり、いつでもどこでもネットに繋がるユビキタス社会となり、SNSの利用も一般化します。インターネットが十分整備されていなかった時代、先住民族グループはいかにカナダ社会にメッセージを伝えるかに苦心してきたわけですが、ネットやSNSのおかげで、政府と交渉しなくとも、カナダを含む世界の人々に簡単に情報を発信できるようになりました。APTNを含む先住民族メディアにとってこれは大きな変化でした。

その一方で、ネットやSNS上では偏見や中傷が氾濫しがちです。過去の同化政策にかかる補償の一環として、カナダ政府は先住民族コミュニティに

対して様々な優遇策（補助金の交付、免税特権など）を展開していますが、そういうものに対する納税者の批判、そしてカナダ社会全体で先住民族に対する偏見や誤解は厳然と存在します。ネット上ではこれらが野放し状態となり、誹謗中傷が溢れかえる状況を招くこととなります。特にSNSでは、「エコーチェンバー」とか「フィルターバブル」と呼ばれる現象、すなわち同じ意見ばかり表示される傾向が強いため、事実と異なっていたとしても「自分の意見はやはり正しい」と考え、ますます意見が過激化することになります。この点においてテレビ放送は、政府や第三者機関による公共性や公益性を担保する制度的な枠組みがあるのが普通です。

おわりに

上述した技術面での環境変化が、APT Nのような先住民族メディア、そして先住民族コミュニティにとってどのような意味を持つかと言えば、メリ

ットとデメリットの双方が浮かび上がります。すなわち、ネットやSNSの普及は情報発信の選択肢を増やし、しかも政府との対立や交渉を抜きにした情報発信を可能にしました。その反面、先住民族に対する（誤解や偏見にもとづく）言われなき誹謗中傷が溢れ、手がつけれない状況にも彼らは直面せざるを得なくなりました。つまるところ、情報技術（メディア）は社会的弱者にとって、それまで無視または軽視されてきた彼らの声を外部に効率よく発信する強力なツールとなる一方で、社会の分断（カナダの例で言えば、先住民族とそれ以外のカナダ国民）という逆説的な帰結をもたらしかねない「諸刃の剣」だということです。

こうした状況に対して、健全な言論空間はSNS上で成立するのか、という議論があります。意見の対立を乗り越えた建設的な議論をSNSは促すことができるのか。ヘイトスピーチの類を抑制できるのかということです。「メ

ディアリテラシーを高めて一人ひとりが気をつけよう」と言うのは簡単ですが、それがなかなか実現しない現実があります。また、政府が介入した規制は表現の自由との関係で深刻な問題をはらみます。ほかに、SNSの運営者に期待すべきという意見もあります。が、運営者が健全な言論空間を維持できるのか、そもそも運営者がどこまで関与すべきかという問題があります（現在世界的に話題となっているテスラ創業者のイーロン・マスク氏によるツイッター社買収は、この問題を考えさせてくれる好例です）。

どれも正解がなく議論が続く状態ですが、先住民族メディアにとって拡声器として期待された情報技術が、スマートフォンやSNSの普及という新たな局面において今後どのような展開を見せるのか。私自身、引き続きこのテーマに取り組み、その行く末を見極めたいと思っています。

（2022年11月15日お速夜法要）

ウクライナ戦争を目にして改め て考えたい、人権としての平和

政策学部教授

奥野恒久

はじめに

2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻で始まったウクライナ戦争が、世界中に明らかになったことがある。戦争は、人間の生命と尊厳を奪い、環境を破壊し、経済を狂わせる。そして一度戦争を始めると、終えることが極めて難しい。だから、戦争はどうしても回避しなければならぬ、ということである。

では、いかにして戦争を回避するか。これこそ本来、いま日本において最も論じられるべき問題であろう。一つの

応答は、岸田文雄政権が進める抑止力を持つべきとして、軍事力の増強やアメリカとの軍事的一体化、軍事プロックの形成を進める路線である。2022

年12月16日に閣議決定された、「国家安全保障戦略」（以下、「戦略」）がまさにこの路線のプログラム文書といえる。軍事力への信奉を明らかにしている。他方、日本国憲法9条は、周知の通り戦争を放棄し戦力の不保持を規定しており、あくまでも非軍事の方法で

戦争を回避すべきとする。かつての戦争の加害と被害の悲惨な体験を踏まえ、戦後日本が掲げてきた「平和国家」

としての路線であり、これがもう一つの応答である。

本小論では、この最も論じられるべき問題について、その論点を深めるための素材を提供するとともに、筆者の考えを述べてみたい。ここは大学であるから、価値中立的に問題を分析・紹介するだけでなく、筆者の立場をあくまでも一つの立場として提起することで、議論を喚起することも必要だと考える。

以下、まずは、日本国憲法9条のもので築かれてきたいくつかの原則を確認する。次いで、これら原則と「戦略」

との関係を見るとともに、政府が日本を取り巻く安全保障環境をどのように認識しているか探ってみたい。というのも、いかにして戦争を回避するかという論点は、その前提として、いまだ日本に戦争の危機は迫っているのか、迫っているというならそれはどのような戦争なのか、を見定めておく必要があるからである。この問題は、憲法学を専攻する筆者の手に負えるものではないので、政府の認識を参照する。そして、改めて平和の問題を人権問題と把握し、その視角から私見を提起することにする。

1. 戦争や軍事に対する「歯止め」としての憲法9条

憲法とは？日本国憲法9条とは？

はじめに、日本国憲法がどのようなものか、確認しておきたい。日本国憲法98条1項が定めるように、この憲

法は、「国の最高法規」であり、信教の自由（20条）や表現の自由（21条）、生存権（25条）といった国民の人権を保障している。この最高法規は、国民が定めたことになっている。日本国憲法前文の冒頭一文では、「日本国民は」を主語とし、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。そして、憲法99条が「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めているように、国務大臣など政治権力の担当者にこの憲法を尊重し擁護するよう義務づけている。つまり憲法とは、国民が国家権力を縛ることで国民の人権を保障する法である。

憲法9条は、1項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国

際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、次いで2項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定める。戦前・戦中の日本では、多くの人が「お国のため」に戦争に動員され犠牲となり、戦争に批判的な人は弾圧された。軍部は、当時の政治に大きな影響力をふるった。憲法9条はこの反省から、戦争を抑止し軍事を封じ込めることを最大のねらいとする。日本国憲法は戦争を起こすのが政府であるとの認識のもと、9条で軍事的権力を封じ込めたのである。憲法9条は戦争や軍事に対する、強力な「歯止め」といえよう。

憲法9条のもとで確立された原則

1954年に発足した自衛隊が憲法9条に違反しないかをめぐっては多くの論争がなされてきた。憲法学説の中には、現在でも有力な違憲論があるが、

政府は次のような論理で自衛隊を合憲とした。「憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国家である以上、その国が当然に保有する権利である」としたうえで、自衛のためとはいえ「戦力」をもつことは憲法上禁じられているが、「自衛のための必要最小限度の実力」（自衛力）をもつことは9条に違反しない。自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」であって、「戦力」ではない、というのである。ここで、「自衛力」と「戦力」の境界が問題となる。政府は、自衛のための実力行使は「わが国に対する急迫不正の侵害があること」、すなわち「日本が武力攻撃を受けること」が前提だとした。「専守防衛」なる大原則である。「専守防衛」という大原則から、いくつかの原則が確立された。第一に、自衛隊は海外出動を行わないという原則であり、参議院では1954年6月にこの旨の決議を行っている。第二に、集団的自衛権の行使は自衛のための必

要最小限度の範囲を超えるため憲法上許されない、という原則である（例えば、政府答弁書1985年9月27日）。集団的自衛権とは、日本が武力攻撃を受けていなくとも、日本と密接な関係にある他国（例えば、米国）への武力攻撃が発生した場合に、日本も武力を行使するというものである。第三に、自衛隊の装備については、自衛のための必要最小限度の範囲に限られ、長距離弾道ミサイル、長距離爆撃機、攻撃用空母等、もつばら対外攻撃用の装備をもつことはできない（伊藤圭一防衛

庁防衛局長、1978年2月13日衆議院予算委員会）としたのである。敵基地攻撃能力は保有できないという原則である。第四は、武器輸出についてである。1967年の武器輸出三原則にさかのぼり、1976年の三木武夫政権下で『「平和国家」としての我が国の立場から、国際紛争等を助長することを回避する」として武器輸出の禁止が徹底される。その後、2014年に「防

衛装備移転三原則」に改められ武器輸出に道が開かれるものの、紛争当事国に武器を提供することは禁じられている。そして第五に防衛費について、三木政権の1976年に防衛費GNP比1%枠が閣議決定され、その後に撤廃されるものの、基本的にこの水準が維持されてきた。

だが、これらの原則は徐々に踏み破られてきた。1991年に勃発した湾岸戦争の後に自衛隊の掃海艇がペルシヤ湾に派遣されて以降、自衛隊は国連平和維持活動（PKO）として、また米軍のアフガニスタン攻撃やイラク攻撃のさいには後方支援活動として海外活動を行うようになる。集団的自衛権の行使禁止原則も、2014年の安倍晋三政権下での9条解釈変更の閣議決定と、2015年に成立した安保関連法によって踏み破られ、集団的自衛権の行使が限定つきながらも認められるようになった。憲法9条は、はたして「歯止め」としての機能を果たせてい

るのか、という疑問が生じるのは当然であろう。

2. 政府による日本を取り巻く安全保障環境の認識とそれへの対応

前提となる安全保障環境の認識

2022年に閣議決定された「戦略」は、ロシアによるウクライナ侵略を第一に例示し、「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」との認識を示す。では、厳しく複雑な安全保障環境とは何を指すのか。「戦略」は、たしかに「我が国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が高まっている」と指摘する。だが、「国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている」、「普遍的価値を共有しない一部の国家は、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩

序の修正を図ろうとする動きを見せている」と述べるように、端的に言うとも米国を中心とした世界秩序に対する中国の挑戦こそ、厳しく複雑な安全保障環境の核心だとの認識である。「戦略」の最大の問題関心は、国際秩序をめぐる米中間の主導権争いにあるといえる。

米中間の争いが激しくなるなか、インド太平洋での「日本の望ましい安全保障環境」の維持が難しくなっているとして、日本も軍事力を大幅に増強するとともに、軍事的にも米国支援を一層強めようというのである。つまりは、日本もアメリカ側の軍事ブロックに参入して、戦争準備に入るというのである。しかもその戦争とは、日本がウクライナのように攻め込まれる戦争ではなさそうである。

「専守防衛」「平和国家」からの離脱

先に、これまで日本は「専守防衛」という大原則のもと、いくつかの原則を確立してきたことを見た。ところが

今回の「戦略」では、「我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する」とし、これまで禁じられていた対外攻撃用の装備をもつとした。しかも、この反撃能力は2015年の安保関連法で認められるようになった集団的自衛権の行使としても用いることができるとのことゆえ、日本が攻撃を受けていなくとも、米軍を防衛するために使われる可能性がある。

また「戦略」では、2027年度において、防衛力の予算水準をGDPの2%に達するよう所要の措置を講ずるとしており、将来的には米・中に次ぐ世界第三位の軍事大国になる。さらに「戦略」は、防衛予算・防衛産業・技術基盤の強化、防衛装備品の海外移転は重要ゆえに防衛装備移転三原則や運用指針の見直しを検討するとし、ウクライナのような紛争国にまで、殺傷力のある武器を提供することが検討されている。

「戦略」も、「平和国家」として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならず」と述べている。だが、「専守防衛」に基づく原則を軒並み無きものにし、敵と味方を分け「力には力で」という対立に日本も本格参入するというのが、この「戦略」の本質であろう。もはや「専守防衛」ではなく、日本は「平和国家」とはいえなくなるのではないか。それでも、「力には力で」応じることで、抑止力が働き日本は戦争を回避することができる、という見通しもあるかもしれない。だが、軍事的緊張の強いられるなかで生活する人々は、はたして幸せなのだろうか。「国家の視点」ではなく、「個人の視点」で考えることも必要はらずである。

3. 人権としての平和

日本国憲法前文第2段は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自

覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳う。気づかれたと思うが、日本国憲法は、「国家の視点」ではなく、「民の視点」、「個人の視点」で貫かれている。しかも、「平和のうちに生存する権利」を「全世界の国民」が有すると、定めているのである。人権とは、国家の枠組みを超えて、一人ひとりの個人が自分らしく生きていくために必要不可欠なものであるが、そのような人権の問題として平和を把握したのである。

「敵国(例えば、侵略を仕掛けたロシア)の人々なら、核兵器の犠牲になってもいいのか」と、挑発的な問いを投げかけ

たい。おそらく、圧倒的多くの人が「NO」と応えるであろう。個人の視点、あるいは人権の視点に立ったなら、自国民・他国民を問わず、戦争で人の生命と尊厳が脅かされてはならない、ということになるだろう。とりわけ、核兵器の被害をはじめ、戦争の悲惨さを痛切に体感した日本人にこの意識は強い。だとすると、「日本の戦争」ではなく、「戦争そのもの」を回避する道が探られなければならない。

おわりに——理想主義者に、そして現実主義者に問いたい

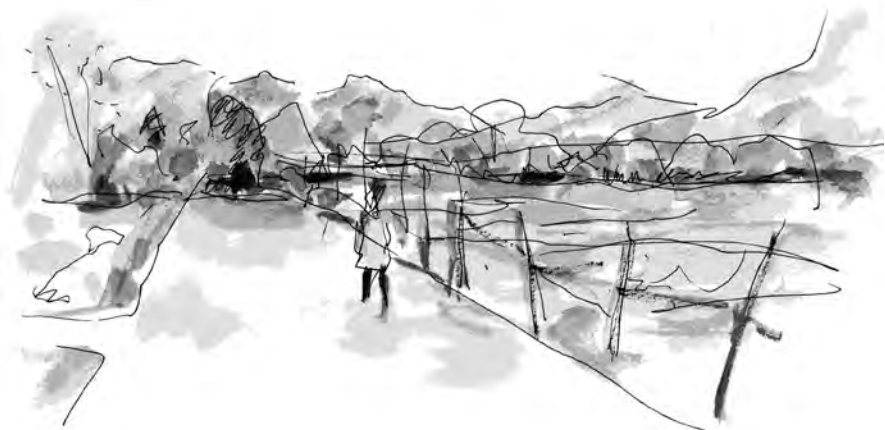
理想主義者に問いたい。「戦争のない世界へ」という理想をものはや捨て去っていいのか。日本国憲法制定時に、幣原喜重郎前首相は、「實際此の改正案の第9条は戦争の放棄を宣言し、我が国が世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立つて指導的地位を占むることを示すものであります。……文明と戦争とは結局両立し得ないものでありま

す。文明が速やかに戦争を全滅しなれば、戦争が先ず文明を全滅することになるでありましょう」(1946年8月26日貴族院本会議)と語っている。いま「第三次世界大戦はもう始まっている」(エマニュエル・トッド)という論者もいるなか、日本はどうするべきか。軍事力を増強し備えるしかないのか、それともいま一度「平和国家」として戦争の回避を働きかけるか。後者は物理的な力ではなく、道義性や高潔性といった倫理的な外交力と、それを支える国民の忍耐力を要するだけに「大変なこと」である。それでも筆者は、「非戦、核廃絶、軍縮」を世界に訴えるべきであり、そのためにも日本は軍事力の増強をすべきでないと考ええる。

現実主義者に問いたい。「力には力で」となると、つねに相手国を上回る軍事力を渴望し、双方の際限ない「軍拡合戦」で安全を追求するものの安全は永遠に保障されない。それでいて、軍事に偏重した政治は福祉や教育とい

った人々の暮らしを圧迫するのみならず、さらなる借金をため込むか増税に行くしかないが、それでいいのか。「台湾有事」がしばしば語られるが、米中軍事衝突が万一生じたとき、このまま日米軍事一体化を進めると沖縄をはじめ、日本はどうなるだろうか。想像力を働かせたい。

本小論で、筆者はあえて自身の考えを述べ、議論を呼びかけた。この小論をきっかけに、批判を含め、戦争と平和という難問について学生間で議論がなされるなら大変嬉しい。大学時代、このような議論を通じて、一人ひとりが考えを深め、自分の「軸」や価値を手にしてほしい。そしてこのような議論こそが、この国の民主主義を根底で支えるはずだと信じている。



今日も心は虹色です！

宗教部派遣職員

— 宗教部から架けるレインボープライドの橋 —

猪越未来

制度や理解だけでいいの？

龍谷大学の宗教部に派遣職員として着任し、1年が経ちました。宗教部での主な業務は朝の勤行にはじまり、式典や法要の準備や段取り、実施や配信を行うことなどで、大学の中で一番仏教に携わる部署であり、そのため部署であると感じています。

そんな宗教部では、人権にかかわることも取り扱っていて、学内外の人に向けて様々な講演会やイベントを企画してきました。私自身、宗教部に着任してから人権を学んだと言っても過言

ではないくらい日々勉強になることばかりです。ただ、はじめから人権について深い関心があったかと言われるとそうではなく、おそらく他の部署に居たら講演会などもスルーしてしまっただろうと思います。

例えば私は今までLGBTQに対して理解していると思っていました。LGBTQという言葉も知っているし、その人たちが否定する気持ちもない。だから私は理解している側の人間である、と思っていたのです。宗教部では当事者の方からお話を聞いたり、LGBTQの方が直面する日常の話を聞いて

たりしてきました。そのときに初めて、今まで私が理解していると思っていたのは言葉の上面部分だけだったのだと衝撃を受けることになります。中でも2022年6月に開催された『結婚の自由をすべての人に—同性婚と同性パートナーシップ制度を知る—』というオンラインでの講演会※注は、自分自身の考え方を改める大きなきっかけとなりました。この講演会ではLGBTQ当事者の方が登壇され、同性婚について日本の現状をお話しくださいました。この講演を聞く前の私の考えは次のような気持ちでした。

〈同性婚はできなくても好きな者同士一緒に居たらいいじゃないか〉

現在、日本では同性同士の結婚ができません。自治体によってはパートナーシップ制度（以下「制度」といいます）を導入し、同性の「ふうふ」であると証明書を発行しているケースもあります。私はこの制度が全国に広がれば、法律で認められていなくても同性愛者の方は救われると思っていました。ところが、登壇者の方がおっしゃるには、「京都市の制度を利用してパートナー宣言をしたものの、利用したことは一度もない」そうなのです。さらに、「映画館でカップル割とかペア割とか、携帯電話の契約で家族割とか使えるはずです。（中略）女性二人が『私たちカップルなんですよ』とか、男性二人が映画を見に行つて『私たちカップルなんです』ってカードを見せるのは勇気がいることだと思います」とのこと。この言葉を聞いたとき、ハッとしました。例えばカップル割を使いたいとき、

男女のペアで行けば証明書がなくても割引が適用されるでしょう。そもそも恋人である証明書なんてどこの国にもないと思いますが：。しかし、同性愛者のカップルはわざわざ証明しないといけない。登壇者の方は次のように続けています。「今、人口カバー率50%の自治体で何らかの同性パートナーシップ制度が実施されていますが、まだまだ、そのカードを提示して『私たちカップルです』っていうのはハードルが高いような気がします。カードを提示された店員側からすると、その店員がパートナーシップ制度を知らなくて、え？ なにこれ？ ちょっと店長に聞いてみます、みたいな。なんか大事件になるような、ちょっとえらい人でできそうですよね」

法律を少しでもカバーするために制度が作られたのに、制度自体が世の中に浸透していないと利用も活用もできないという現実を知らされました。そして制度が浸透していないというこ

とは、同性愛者の存在が浸透していないに等しいのだと思います。制度が周知されていたとしても、認識されていなければ利用することが困難になる場合がほかにもあります。たとえばパートナーが入院し、親族以外面接禁止だった場合、パートナーシップの証明書を見せても、病院側が親族として認めてくれなければ面接できません。このように制度があれば救われると思っていた私の考えはあっさりと崩れていくことになりました。

では、制度が全国に広がり、周知も理解もされたら救われるのかというと、やはりそうではないということも、この時、私は知ることになります。

「仮に私が死んだときにパートナーに相続権ありますかって言ったらないですよ。それはパートナーシップに登録しているかどうかは一切関係なくて、法的に繋がっているか繋がっていないか、結婚しているかしていないかかっていうところなんです」

こちらでも講演会での発言です。制度があれば、周知も理解もあれば救われるという考えがいかに甘い考えであったのか……。私は自分自身にとってもショックを受けました。

ここで少し私自身の話をしますと、私は既婚者であり、現在の法的な配偶者がいます。ちなみに子どもはいません。婚姻届は特に不備なく受理され、姓は夫の姓を選択しました。私の生命保険の受取人はすべて母から夫に変更をしています。夫は年末調整の時期に私の収入を計算して配偶者控除の手続きを行います。

では、これらのことをパートナーシップ制度がカバーできるかどうかについて考えてみます。答えは「できない」です。できない理由としては、同性同士で婚姻届を提出しても受理されず、法的な関係性を結べていない他人同士であるとなされるためです。いかに法律というものが大切か、いかに法律

の壁が厚いか。私が紙切れ一枚提出することでできていたことが、どれだけ資料を用意しても今の法律が変わらなければ受理されない。

〈同性婚はできなくても好きな者同士一緒に居たらいいじゃないか〉

この考えがいかに同性愛者の方々を否定していたのか、講演を聞いて私はやっと気づいたのでした。

「同姓婚」についての判決

ちょうどこのとき「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟の大阪地裁での判決が控えていて、どんな判決が出るのか宗教部内でも関心をもって見守っていました。結果は、同性婚ができない現在の法律は憲法違反であるという訴えに対し「憲法違反ではない」という私には納得のできない判決がくだされました。判決文の中には以下の内容が記されています。

「異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合

理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについてはなお議論の過程にあること……」

この後に続く言葉を要約すると「同性婚については議論の途中であるが、パートナーシップ制度などにより問題は解消ないし緩和されつつあることから直ちには認められない」という内容です。先ほども述べましたとおり、法律で認められていないと、いくらパートナーシップ制度があったところで法律と同じ役割は果たしません。この大阪地裁の判決文がともに残念な内容で本当にがっかりしました。現在、同判決を不服として大阪高裁に控訴されています。大阪以外の地区でも同様の訴訟が継続しているため今後も注目すべき訴訟であると思います。

ところで、私が大阪地裁に落胆した理由はそこだけではありません。「異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる

関係を社会が保護するという合理的な目的」という文言に私は酷くショックを受けました。私が「子どもがいない夫婦」であることは既述しましたが、法律がこの判決文通りであるとすれば、私たち夫婦は社会が保護するに値する関係を築いていないことになりません。そんなふうに捉えなくても……と思われる方もいるかもしれませんが。ですが、今の世の中いろいろなかたちで家族、家庭があります。同じ人間がないように、同じカタチの家族も家庭もありません。結婚することは子どもを産み育てることの前段階ではないのです。結婚は男女ですること、結婚したら子どもを産み育てること、大阪地裁の判決文からはこのふたつのアンコンシヤス・バイアス（無意識の偏見）を感じて私はショックを受けたのだと思います。まるで自分たち夫婦のカタチが否定されたような、存在していないと言われたような気分でした。この悲しい気持ちは今もまだ消えていませ

ん。同性で結婚をしたいと望む方々は

「存在していない」とずっと言われ続けられているようなものだということ、自分がショックを受けて初めて身近な問題であると気づかされたのです。

この訴訟は、同性婚ができるようになったらハッピーになるといふような単純な話ではない。

- ・ 異性を愛する人もいれば、同性を愛する人もいる。
 - ・ 子どもを産む人もいれば、産まない人も、産めない人もいる。
 - ・ 恋人を作りたいと思う人もいれば、作らなくてもいい人もいる。
 - ・ 性自認が体と一致する人もいれば、一致しない人もいる。
 - ・ 人間はひとりとして完全に同じ人はいない。
 - ・ この意識を社会全体で共有しないと不平等はなくなる。
 - ・ 誰もが平等かつ公平に選択肢を与えられ、選択する権利を持つこと。
- そのうちのひとつが「同性婚」を選ぶ

権利であるはずですが。

「知らない」を知ったとき

ここまで考えて、ああ……法律を変えるって、古くから積み上げてきた無意識の常識との闘いなんだ……って愕然としてしまいました。無意識の常識とはつまり「普通は○○だよ」という思い込みです。「日本人だからお米が好きだよ」とか「男だからランドセルは黒だよ」といった感じですか。いやいや、誰がお米好きって決めたの？ 誰が男は黒って決めたの？ って思いませんか。誰も決めていないですし、決められることではないですよ。でもなんとなくそう思っているし、もしなければいけない空気がある……。それが今、法律を変える上で壁になってくるものの黒幕であるとは思っています。同性婚を望んでいる方々の話は遠い世界の話ではなく、同じ世界の話で、私もちゃんと渦中の人間でした。

ただ、この宗教部の活動がなければ私もここまで考えを巡らせることは難しかっただろうと思います。なんせ私は理解している側の人間だと思っていたわけですから。でもこの反省ができたことは私にとってとても大きな学びとなりました。冒頭にお話ししたように、宗教部では人権に関する講演会やイベントを数多く行っています。それは興味のある人だけに来てもらえればいい、というものではなく、私のような理解していると思っている人やそのテーマについて興味のない人にこそ来てもらいたいと強く思います。

LGBTQに関することだけではありません。他にも障がいのある方々の話や、部落差別、戦争についてなどたくさんのテーマを宗教部では取り上げています。どのテーマも遠い世界の話ではないということを宗教部の活動を通して龍谷大学にいるすべての方々に知ってほしいと私は思っています。たくさんの方が知っていけば、無意識の

常識という黒幕もだんだん小さくなっていくと思っと思っています。

「知らない」を知った時、世界は違って見えるはずですが。宗教部のスタップも新しい学びを日々探しています。宗教部室は真蹟館の中にあり、いつでもだれでもウエルカムな場所です。これを読んでくださっているあなたが知っている世界を、ぜひ教えてくださ

い。

ここまで読んでくださってありがとうございます。宗教部にお世話になったことでひとりの人間の意識が変わったこと、自分で言うのもなんですが、とても大きいと思います。

私と同じように「知らない」を知ってもらえるよう、残りの任期も励み



いと 생각합니다。

注1 龍谷大学の教職員を主な対象としたオンラインプログラム

水平社宣言から百年後の部落問題

経営学部准教授

妻木進吾

2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立した。「現在もなお部落差別が存在する」との認識のもと、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を旨とする法律である。

部落差別は、昔に終わった話ではなさそうである。2021年に「解放令」から150年、2022年に水平社宣言から100年が経った。この間の部落問題のありようをみてみたい。

解放令／根強い差別／立ち上がる当事者

身分制を基礎とした近世の日本社会には、武士や百姓・町人などの諸身分があったが、それらとは別に「えた」と蔑称される賤民身分の人々があり、結婚や交際、服装などで厳しい差別を受けた。1871年、明治新政府が賤民の身分・職

業を平民同様とする、いわゆる解放令を布告するが、形式的なものにとどまり、翌年に作られた日本で最初の近代的戸籍である壬申戸籍には、「新平民」などの表現で、かつて賤民身分であったことが一目でわかる記載があった。西日本では20件以上の解放令反対一揆が発生し、1873年、岡山県では被差別部落の人々が平民となることに反発した農民たちが部落を襲撃し、多くの家屋が焼かれ、18人の部落の人々が殺害されている。かつて賤民身分だった人々と、後に被差別部落や同和地区と呼ばれるその居住地に対する差別（部落差別）は、解放令以降も厳しく存在し、人々の暮らしはかえって苦しくなりさえた。

解放令から半世紀が経っても状況は変わらない中、被差別の当事者は部落差別の撤廃を求め全国水平社を結成する。1922年、京都の岡崎公会堂で開催された創立大会で読み上

げられた、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」で終わる「水平社宣言」は日本最初の人権宣言とも呼ばれる。

しかし、その後も部落差別は根強く残り、被差別部落の人々の厳しい暮らしも続いた。部落出身であることを理由に安定就業から排除される。その結果、貧困から抜け出せず、子どもの学歴達成は低位なままとなる。不利が不利を呼ぶ連鎖に部落差別がドライブをかけ、貧困や低学歴などの地域的集積、劣悪な生活環境は差別の根拠とされる。こうした差別や不平等、それらが相互に原因・結果として結びついた諸現象は、部落問題・同和問題と呼ばれる。

進む環境改善と格差の縮小

第二次世界大戦が終わり1950年代になると、劣悪な生活実態そのものが差別であるという論理により行政責任を追究する部落解放運動が高揚し、その後、本格化した同和対策事業によって地域の姿は変貌する。同和対策審議会答申（1965年）を受けて同和対策事業特別措置法が69年に制定されて以降、33年にわたって、住環境の改善などの特別対策事業が行われた。結果、たとえば関西の都市部の部落では、老朽木造密集住宅街から中高層の公営住宅が多くを占める地域へと、その風景は一変した。

1970年代初頭にかけての高度経済成長、その後の安定成長を経て、80年代半ばから90年代初頭に至るバブル経済のなか、部落解放運動、同和教育運動、同和行政（同和対策事業）

が取り組まれることで、生活環境の改善など物的基盤整備はおおむね完了するとともに、低学歴や不安定就業、貧困など、部落外との格差も縮小していった。被差別部落の低位性はなお一部に残りつつも克服されつつあることへの達成感と克服の展望が共有される状況が生まれたのである。

部落出身者の排除／就職差別／結婚差別

この間、結婚や就職に関わる差別の解消に向けた取り組みも進んでいく。

1967年、100年近く前に作られた壬申戸籍が第三者も閲覧可能なままになっており、結婚や就職の際に部落出身者かどうかを調べる身元調査に利用されていることが発覚し、翌年に非公開となった。それでも、過去帳や戸籍謄本などを用いた身元調査はなくなることはなかった。75年には、全国の被差別部落の所在地情報などがリスト化された「部落地名総鑑」と呼ばれる書籍が興信所などによって密かに発行され、高額で販売されていることが発覚した。かつて部落の環境や生活改善のために実施された「全国部落調査」の報告書（1936年）などを原典とし、就職や結婚の際に部落出身者を排除する身元調査での利用を意図して発行されたものであり、購入した企業等により、部落出身者を排除するために「活用」されていた。発覚しただけでも購入者・企業等は200を数え、その多くは大企業であり、大学や興信所も含まれていた。発覚した購入者の多くが大企業であった背景には、被

差別部落出身者における低学歴傾向が改善され、大企業に就職しようとする大卒者が出てきたことがあると思われる。80年代末までに法務省が回収した「部落地名総鑑」は600冊を超え、事件は、公正採用選考の確立に向けた取り組みを促すことになった。

「部落地名総鑑」が問題化した時期、西日本では結婚にあたっての身元調査が当たり前におこなわれており、興信所が実施する身元調査のほとんどは、部落出身者かどうかを調べることであったという(角岡、2016:49)。1969年に大阪府が府内有権者を対象に実施した調査をみると、子どもが部落出身者と結婚する場合、「自分はよいが、親戚や世間のでまえからいって、できれば結婚してもらいたくない」30%、「自分としてはどうしても結婚させない」14%を合わせると、「結婚は本人同士のことだから、子供が結婚したいといえれば結婚させる」の40%を上回っており、部落出身者を忌避する意識が拡がっていたことが分かる。

こうした忌避意識はその後、どのように推移していくのだろうか。時代が大きく飛ぶが、2010年の大阪府民調査では、子どもの結婚相手を考える際に「同和地区出身者かどうか」が気になるとした割合は20・6%であった。2020年の大阪府民調査では、「あなたが、結婚相手など、パートナーを決めるとしたら、その人について重視することはどんなことだと思いますか」と複数の選択肢を示して複数選択で尋ねているが、「同和地区の出身であるといわれていないかどうか」

を選択する割合は13・3%であった。年齢別にみると、70・80歳代では二割前後であるその割合は、年齢が下がると低下し、20〜40歳台ではその割合は一割弱となっている。調査対象者や質問内容が同一でないとはいえ、結婚という場面で差別部落の人々を忌避する意識は、おおむね弱まる方向で推移していると言えるだろう。

部落出身者と出身でない者との結婚(通婚)も増えていく。1993年に総務庁が実施した調査によると、被差別部落出身者の夫婦の通婚割合は、夫70歳以上では二割を下回っているが、若い世代になると上昇し、20歳代では七割を超える。こうした通婚率の上昇は、忌避意識の弱まりによるものもあるだろうが、日本社会全体で結婚形態が見合い結婚から恋愛結婚へとその中心が移ってきたこと、被差別部落出身者の学歴・職業的な階層上昇により、通婚に繋がる出会いの機会が増大したことの影響がより大きいと考えられる。

こうした被差別部落出身者への忌避意識の低下傾向や、通婚率の上昇は、結婚差別問題の解消を意味しているようにも思えるが、実際にはそうではないようである。2000年に大阪府が同和地区住民を対象に実施した調査によると、結婚に際して部落差別を経験した割合は全体では20・6%であるが、40歳未満の若い世代では24・7%とむしろ高くなっている。部落出身でない者と出会い、恋愛し、結婚に至る機会の増大により、弱まってきたとしてもなお残る部落差別に出会う機会が増大した結果だろう。

特別対策終結後もみられる生活実態の困難さ

2002年、33年にわたる同和対策の特別事業は、生活環境改善、格差縮小に大きな成果を残して終結した。終結後も格差縮小化が継続することが期待されたが、その後の状況は不明な点が多い。特別事業の終結以降、行政による被差別部落の生活実態の把握がなされなくなったからである。とはいえ、いくつかの調査や国勢調査の再分析などによる実態把握の試みもなされている。それらは、日本社会全体の不安定化傾向に加え、同和対策の特別事業の終結により安定化へのハシゴが外される、こうした二重の不安定化の圧力、さらには被差別部落から安定層が転出し、不安定層が転入してくる「貧困のポンプ」現象により、被差別部落の生活実態が再び不安定化・貧困化しつつあること、格差が残り続けていることを明らかにしている（たとえば妻木2012）。既述の通り、都市部の被差別部落においては公営住宅の占める割合が高くなっているが、同和対策事業の終結と前後して、応能応益家賃制度導入により家賃が上昇し、また一般公募が開始されるなどしたことで、「貧困のポンプ」現象が加速したと考えられる。結果、住民は激しく入れ替わりつつ（注1）、被差別部落全体でみると困難さが引き継がれる状況が生じている。

インターネット上で拡がる部落差別

では、差別についてはどうだろうか。部落解放運動や同和

行政、同和教育やさまざまな人権啓発などの粘り強い取り組みもあり、部落出身者への忌避意識はかつてに比べれば弱くなったことは確かだろう。しかし、冒頭の法が指摘しているように、なくなつてはいない。

2011年に発覚した、身元調査を主な目的として東京の法務事務所が全国三万件の戸籍謄本等を不正取得した事件などは、部落出身者を忌避する人々が存在していればこそその事件は継続的に発生している。従来からみられたこうした部落差別事象がなお存在することに加えて、近年生じているのは情報化の進展に伴うインターネット上を舞台とする部落差別の深刻化である。「ネット上では、部落に対するデマや偏見、差別的情報が圧倒的な量で発信され、爆発的に拡散」する状況が生じている（川口2018:173）。

全国500カ所を超える被差別部落の所在地や、一人人以上の部落出身者、部落問題に関係する人名リストを、誰でも閲覧可能な状態でネット上に公開する人物も現れた。ブログやYouTubeなど、さまざまな方法で被差別部落の所在地情報などがネット上に公開された。2016年には身元調査に利用され大きな問題となった「部落地名総鑑」の主要な原典であった「全国部落調査」を入手した人物により、その復刻版がアマゾンで販売されかけた。部落解放運動団体が出版禁止の仮処分を申し立て、出版は食い止められたが、この人物はその後、『全国部落調査』復刻版のデータをネット上に無料公開し、誰でもダウンロードできるよ

うし、拡散を煽った。この人物のブログやwebサイトには多い時で一日10万のアクセスがあったという。ネットに繋がってさえいけば、身元調査が極めて「お手軽」に実行できる状況が現出したのである。

それに対して、ネット上での公開禁止などを求める裁判が被差別部落の当事者らが原告となり闘われ、2021年に公開を禁止する判決が出されるが、そこに至るまで上記のデータは公開され続けた。また、公開禁止は原告が住所・本籍を置いている都道府県に限られたため、掲載された41都道府県のうち16県のデータは公開禁止とはならなかった。裁判で問題となったのは、原告のプライバシー侵害であり、部落差別が部落の地名を手がかりにそこで暮らす人々だけでなく以前に暮らした人々にも及ぶという「属地性」、親や祖父母などが被差別部落出身であるといった系譜的つながりに基づいてなされるという「系譜性」は考慮されなかったのである。判決後、原告・被告の双方が控訴し、裁判は現在も続いている。

おわりに

部落問題・部落差別は、終わった話ではない。解放令から150年、水平社宣言から100年を経てなお、その様態を変えつつ存在し続けている。部落差別のない社会、被差別部落の出身というアイデンティティが、その人を構成するアイデンティティのひとつとして当たり前に受け止められる社会を作り上げていくという課題は、まだ私たちに残されている。

貧困にあつて子どもの教科書代さえまならない被差別部落の人々が部落外の人々と共に取り組んだ教科書無償化を求める運動は国を動かし、1969年に小中学生の教科書無償化として結実した。1975年の「部落地名総鑑」事件は、部落出身者のみならず、在日コリアンや貧困家庭、ひとり親家庭の子どもなども採用選考の場面で差別的に扱われてきたことを明らかにするきっかけとなり、国を挙げて公正な採用選考の確立に向けて取り組まれることになった。現在の部落問題・部落差別に向きあうこともまた、私たちの社会をよりよいものへとアップデートすることに繋がっていくはずである。

【文献】

角岡伸彦 2016年『ふしぎな部落問題』筑摩書房

川口泰司 2018年「インターネット社会と部落差別の現実」

『寝た子』はネットで起こされる！ 朝治武他編『部落解放論の最前線…多角的な視点からの展開』解放出版社

妻木進吾 2012年「貧困・社会的排除の地域的顕現…再不安定化する都市部落」『社会学評論』六二(四)

妻木進吾 2022年「ポスト特措法時代における被差別部落の実態」『現代の部落問題』解放出版社

注1 たえば大阪市の被差別部落についてみると、2010年時点で64歳となる人口の六割近くが2010年までの10年間に被差別部落から転出しており、五割は2010年までの10年間の転入者であった(妻木二〇二二)。

人権に関する基本方針

龍谷大学は、建学の精神である浄土真宗の精神を具現化する取り組みのもと、平和を希求し、基本的人権と生命の尊厳を守り、人種、民族、国籍、ルーツ、宗教、信条、社会的立場、年齢、性別、セクシュアリティ、障がいの有無などにかかわらず、本学に関わるすべての人が差別やハラスメントなどの人権侵害を受けることなく学び、働き、関わり合えることを保障します。

龍谷大学は、基本的人権を尊重した環境の整備と、社会的に不利な立場にある人への支援・連帯を推進するため、人権理論の研究、社会的な変化や新たな人権問題に関し、情報収集に努め、本学における人権保障にかかる諸施策の検証と改善、教職員への研修、学生への教育・啓発を継続的に実施します。また、人権保障のための体制の整備に努め、取り組みを公表します。

龍谷大学のすべての構成員は、人権侵害が意図的な行為だけでなく無知や無関心、想像力の欠如によって生じることを常に意識するよう努めます。そして、自ら差別に加担し他者を傷つけている可能性があることの自覚をもち、人権問題に真摯に取り組む姿勢を持つとともに、一人ひとりの多様性と価値を尊重し、偏見や固定観念、差別意識の克服に向けて、主体的に取り組めます。

龍谷大学および龍谷大学のすべての構成員は、教育、研究など、

あらゆる機会において人権保障にかかる諸課題を明らかにし、諸活動や成果の発信を通して、人権を尊重する文化と差別のない社会づくりに貢献します。

性のあり方の多様性に関する基本指針

性的指向や性自認など、性のあり方は多様であり、これらに関する差別や偏見を解消し誰もが自分らしく安心して過ごすことができる大学や社会を目指すことは、すべての本学構成員が取り組むべき課題です。

龍谷大学は、「人権に関する基本方針」のもと、本学構成員の一人ひとりが、性的指向および性自認などに関する悩みや生きづらさを抱える人がいることを常に理解し、合理的な配慮を可能な限り提供するため、次のとおり基本指針を策定します。

1. 教育、学修、研究、就業等の環境において、性のあり方に関する偏見や差別が生じることがないように不断の学習と啓発に努めます。
2. 具体的な対応にあたっては、悩みや生きづらさを抱える本人の意思を尊重して合意形成を目指します。
3. トイレや更衣室等の利用に当たり、戸籍上の性別等にかかわらず性自認にしたがって自らが選択できるよう、環境整備と理解の醸成を図ります。
4. 性のあり方に関する個人情報保護を徹底します。



「白色白光」第25号

2023年3月10日発行

編集 龍谷大学人権問題研究委員会

発行 龍谷大学

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

☎075(642)1111(代)
